

公募型行為許可の試行実施に関する事業者募集 募集要項

(大通り公園でのキッチンカーによる飲食物販売)

【令和4年度公募・令和5年度試行実施】

1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設しました。

公募型行為許可制度とは、公益性を確保することを条件に、公園で民間事業者等が、自ら主催し、そのアイデアを活用したイベント等を行うことができるようにする制度のことであり、制度を適用する公園や事業の拡大を目指しています。

大通り公園では、「関内・関外地区の緑の軸線として、花や緑による魅力向上、公民連携による賑わい創出により、誰もが気持ちよく安心して憩える公園を目指す」ことを将来像に掲げたパークマネジメントプランを令和4年11月に策定し、プランに基づきイベント等による社会実験を通じて、具体的な課題を共有しながら事業化を推進することとしています。また、同公園が含まれる関内駅周辺地区では新たなまちづくりが進められています。令和5年4月には公園の隣接地（教育文化センター跡地）に関東学院大学横浜・関内キャンパスが開校する予定であり、学生を中心とした公園利用者の増加が見込まれています。

そこで、プランに掲げた方針や施策の実現に向け、公園利用者へのサービス向上を目的に、キッチンカーによる飲食物販売事業者の公募に試行的に取り組みます。

今回の試行実施では、従来の行為許可の基準を一部緩和[※]しつつキッチンカーによる飲食物販売を実施していただく中で、公益性の確保について検証していきます。

※「行為許可の基準の一部緩和」とは、次のとおりです。

① 業として行う物品の販売行為の緩和

民間事業者の方々が単独で飲食物を販売することについて、公益性の確保を条件に許可の対象とし、検証します。

② 行為許可回数の緩和

行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、民間事業者が期間内（2か月）に複数回（上限あり）の飲食物販売を実施できることとし、公園の機能増進への貢献や影響等を検証します。

上記の趣旨にご賛同いただき、大通り公園の魅力アップと利用者へのサービス向上に資するご提案を募集します。

2 試行実施の概要

(1) 実施内容

キッチンカーによる飲食物の販売

※ 販売希望者が重なり、販売事業者を調整する場合は、次の要件を満たす事業者を優先します。(①～④は優先項目順)

- ① 蓄電池、電気自動車 (EV)、燃料電池車 (FCV) 等、脱炭素化に資する電源が用意可能な事業者
- ② 横浜市中区又は南区に営業の拠点がある事業者
- ③ よこはま地産地消サポート店登録事業者
- ④ 販売品目の中に飲料を含む事業者

(2) 実施公園

大通り公園

(3) 実施場所

「石の広場」(2区)

※ 具体的な実施場所は、実施エリア図参照

(4) 実施期間及び期間内の実施日数の上限

第1期：令和5年4月1日(土)～5月31日(水) ※ 5月28日(日)は除く

第2期：令和5年6月1日(木)～7月31日(月)

第3期：令和5年9月1日(金)～10月31日(火)

各事業者における実施日数は、各期とも最大30日まで

※ 各事業者の販売日は、希望を踏まえて決定しますが、他の事業者との兼ね合いにより、必ずしも希望日に販売できるとは限りません。(詳細は本要項8(1)参照)

(5) 実施時間

9時30分から16時30分の間

※ 準備及び撤収を含み、販売時間は事業者の裁量としますが、コアタイムとして、11時00分から14時00分は必ず販売してください。(売切れの場合を除く)

(6) 1日当たりの販売事業者数

6事業者(1事業者につき1台)程度

(7) 販売価格

事業者が定める通常の価格

(8) 付与する許可

公園内行為許可(横浜市公園条例第6条第1項第1号該当)

(9) 徴収する公園使用料

1日につき1,200円(横浜市公園条例施行規則別表第2)

(10) 使用電源

電源は、事業者がご用意ください。

また、可能な限り、蓄電池、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の脱炭素化に資する電源の用意に努め、用意が可能な場合は事業提案説明書（様式2）に記載してください。

3 事業実施に当たっての条件

次の条件を全て満たすこと。（①～⑤が「公益性の確保」のための条件）

- ① SDGsの取組として、飲食物の販売に当たり、脱プラスチックへの取組を行うこと。
- ② 誰もが利用できる公園の魅力アップに資する取組として、無料休憩所（テーブル及びベンチ）の設営・撤去を行うこと。（パラソルを設置した場合は、強風等の天候に応じ、パラソルの開閉を行うことを含む）

各事業者は、最低1セット（テーブル1台・イス2脚）を設置すること。（1セット以上設置したい場合は、追加で設置することも可とする）

※ テーブル及びベンチは市が貸与します。無料休憩所の設営・撤去については、事業実施日に販売する全ての事業者間で協力し、実施してください。

【②を条件としている趣旨】

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回の飲食物販売が多様な公園利用者に対して良い取組になることが重要であると考えています。そのために、キッチンカーを利用しない公園利用者に対しても有益である取組（公園の魅力アップに資する取組）を行うことを条件としています。

- ③ 公園の課題解決に資する取組（例：メニュー表示等の多言語化への対応、ごみの持ち帰り等のマナーの啓発）を行うこと。

【③を条件としている趣旨】

大通り公園パークマネジメントプランにおいて、「方針3：誰もが気持ちよく憩える公園を目指します。」を掲げ、利用者のマナー向上や多言語化等を推進することとしています。そのため、今回の飲食物販売の中でも取組の推進を行うことを条件としています。

【参考】外国人人口（令和4年11月）（出典：政策局統計情報課）

（単位：人）

	総数	中国	韓国	フィリピン
中区	16,171	8,683	1,933	782
南区	11,192	5,925	1,337	1,077

- ④ 地域の魅力や賑わいの向上に資する取組として、関内・関外エリアのイベント等の周知に協力すること。

※ 周知する内容は、市から提供します。

【④を条件としている趣旨】

今回の飲食物販売により生まれる賑わいを、地域の魅力向上につなげていくことが重要であると考えています。そのために、地域に対して有益である取組を行うことを条件としています。

- ⑤ 販売品の空き容器等のゴミを回収するとともに、購入者へゴミを販売店まで返却することや持ち帰りを周知すること。また、キッチンカー周辺及び無料休憩スペースの清掃を実施し、販売時及び撤収後にゴミがないようにすること。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施すること。

※ 具体的な対応策は、実施時の社会状況に応じて、市と協議の上、決定します。(例：手指用の消毒液の設置、販売窓口に透明ビニールカーテン等の設置、現金トレーの利用や電子マネーの導入)

4 応募に当たっての条件

- (1) 応募者は次の条件を全て満たす事業者（法人又は個人）であること。

- ① 販売の実施主体であること。
- ② 横浜市で有効な営業許可証の交付を受けていること。
- ③ 生産物賠償責任保険の保険証を有していること。
- ④ 応募は1事業者につき1台とし、複数応募しないこと。
- ⑤ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為又は不適切な行為が認められないこと。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

- (2) 事業内容が次に該当しないこと。

- ① 法令や公序良俗に反する又は反する恐れがある場合
- ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
- ③ 政治的宗教的な要素を含む場合
- ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
- ⑤ 騒音等を発生させ、公園の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

5 応募方法

別添の事業提案申込書（様式1）、事業提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、次の資料を添付し、お申込みください。

(1) 添付資料

- ① 営業許可証の写し
- ② 生産物賠償責任保険の保険証の写し
- ③ よこはま地産地消サポート店として登録している場合は、登録証の写し
- ④ 営業の拠点が、生産物賠償責任保険の保険証に記載された保険契約者の住所と異なる場合は、営業の拠点を示す書類の写し

(2) 申込期限

令和5年2月7日（火）17時まで（時間厳守）

(3) 申込方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

メールの件名は【大通り公園キッチンカー公募】としてください。

6 質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年1月17日（火）17時まで

(2) 提出方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールで送付してください。

メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

メールの件名は【大通り公園キッチンカー質問】としてください。

(3) 回答方法

令和5年1月24日（火）に横浜市ホームページ（下記、URL）に回答を掲載する予定です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-foodtruck.html>

※ 電話等による個別回答は行いません。

7 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

項目	審査通過基準
公益性① 脱プラスチックの取組（SDGsの取組）	脱プラスチックへの取組が提案されていること。
公益性② 無料休憩所の設営・撤去（公園の魅力アップに資する取組）	実施することを誓約していること。
公益性③ 公園の課題解決への取組	公園の課題解決への取組が提案されていること。
公益性④ 区内・区外エリアのイベント等の周知（周辺の魅力や賑わいの向上に資する取組）	協力することを誓約していること。
公益性⑤ ごみの回収及び清掃等	実施することを誓約していること。
新型コロナウイルス感染防止対策	対策の実施を誓約していること。
応募者	本要項4（1）①～⑥の 全てに該当すること。
提案内容	本要項4（2）①～⑤に 該当しないこと。

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、審査通過基準を全て満たした応募者を行為許可候補として決定します。

審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募は件数のみ公表）。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-foodtruck.html>

8 実施に向けた準備

(1) 販売日の調整

事業提案説明書（様式2）記載の販売希望日に基づき、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当で調整の上、販売予定日を各期初日の概ね3週間前に連絡します。

他の事業者の販売予定日の変更により、空きが生じた場合は、当該日を販売希望日として申し出ている事業者と調整し、出店可能となる場合もあります。

※ 販売希望者が重なり、販売事業者を調整する場合は、次の要件を満たす事業者を優先します。（①～④は優先項目順）

- ① 蓄電池、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等、脱炭素化に資する電源が用意可能な事業者
- ② 横浜市中区又は南区に営業の拠点がある事業者
- ③ よこはま地産地消サポート店登録事業者
- ④ 販売品目の中に飲料を含む事業者

(2) 必要な手続

各期の実施初日の2週間前までに、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ所定の様式及びその他必要書類をそろえて各期分を一括して公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施初日より前に各期分を一括して納付してください。荒天等により販売できなくなった場合で、返還申請があった場合には、1日単位で公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(3) 禁止事項

公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はしないでください。

(4) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項3及び4に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(5) 実施の中止

行為許可候補として決定後、自己都合により、やむを得ず実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(6) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

(7) その他

公園内行為許可書の発行に合わせ、公園への車両の入れ方や、テーブル・ベンチの保管場所等、事業運営に係る案内をメール等で送付します。

9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに事業実施報告書（様式5）及び収支報告書（様式6）を提出してください。

本件公募は試行実施として位置付けており、今後の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

10 スケジュール（予定）

1月10日（火）	公募開始
1月17日（火）17時	質問書提出期限
1月24日（火）	質問書に対する回答
2月7日（火）17時	申込書類提出期限
2月中～下旬	審査、行為許可候補決定、通知
3月上旬	第1期の販売予定日連絡、第1期の行為許可申請
4月1日（土）～	第1期実施
5月上～中旬	第2期の販売予定日連絡、第2期の行為許可申請
6月1日（木）～	第2期実施
8月上～中旬	第3期の販売予定日連絡、第3期の行為許可申請
9月1日（金）～	第3期実施
11月	実施結果の報告書類提出

11 大通り公園等の紹介

(1) 大通り公園

大通り公園は東西方向に1.2kmと長い公園であるので、場所に応じて様々な利用がなされています。

主に、周囲にオフィス街があることや駅の出入口があることから、平日は周辺で働く会社員の休息の場や通勤経路として利用されるほか、近隣の保育施設により日常的に利用され、7区では遊具広場で子ども達が遊んでいます。土日は周辺の住民の方々の散歩や子どもの遊具遊びなど、地域の憩いの場として利用されています。そのほか、桜の開花時期は花見などの利用が見られます。

周辺地域は、市内でも居住総人口に対する外国人比率が高いエリアであるため、外国の方々の利用も見られます。イベントでの利用もされており、フリーマーケット等が定期的に開催されています。

【参考】大通り公園パークマネジメントプラン

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/oodoori_pmp.html

(2) 関東学院大学横浜・関内キャンパス

令和5年4月、大通り公園1区に隣接する場所に、関東学院大学横浜・関内キャンパスが開校します。同キャンパスには約3,300人の学生が入校する予定です。キャンパス内には学食が設けられておらず、ランチタイム時は学生たちが近隣するエリアへ出かけていくことが想定されます。

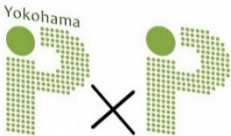
12 問合せ先

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当

横浜市中区本町6-50-10（市庁舎27階）

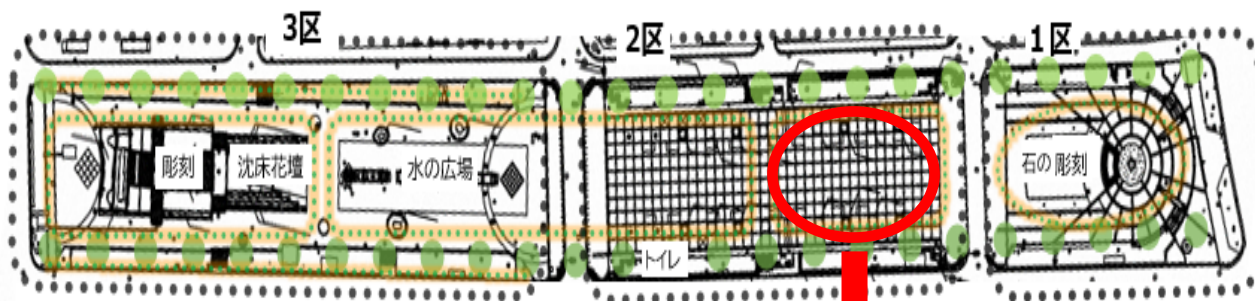
メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

電話：045-671-3648



この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」（公園緑地管理課公民連携担当）との連携により進めています。

【位置図】



←地下鉄伊勢佐木長者町駅

JR関内駅→

詳細は実施エリア図参照

【現場イメージ】

